

第二回国会 衆議院 決算委員会議録 第八号

昭和二十三年五月二十七日(木曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 松原 一彦君

理事 竹谷源太郎君 理事 富田 照君

理事 久保 猛夫君

理事 中山 マサ君 樋貝 詮三君

理事 平井 義一君 花月 純誠君

理事 片島 港君 高津 正道君

理事 田中源三郎君 中曾根康弘君

理事 後藤 悦治君 田中 健吉君

出席國務大臣

内閣総理大臣 菅田 均君

國務大臣 栗柄 越夫君

出席政府委員

経済安定本 田中己代治君

部副長官

総理廳事務官 國垣耕一郎君

経済安定本部 司波 實君

経済査察官

委員外の出席者

専門調査員 大久保忠文君

本日の會議に付した事件

経済査察廳法案(内閣提出)(第六〇号)

行政官廳法案の一部を改正する法律案(内閣提出)(第六七号)

松原委員長 これより會議を開きます

今日は去る二十五日付託されました行政官廳法案の一部を改正する法律案を審議いたします。まず政府側より提案理由を承ります。船田國務大臣。

船田國務大臣 昨日実は印刷物がこ

ちらでできて、皆さんにお配りしたは

ずだという話だったので、今委員

長に承りましたら、その運びになつて

おりませんので、かりに私どもの方で

一昨日つくりましたお配り申し上げま

した謄写版刷りがございまして、そ

の改正法律案をまず朗読申し上げます。

行政官廳法案の一部を改正す

る法律案

行政官廳法案の一部を改正する

法律案

行政官廳法案(昭和二十二年法律第

六十九号)附則第二項、経済安定本部令(昭和二十二年勅令第九十三号)附則第三項、日本國憲法施行の實際に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律(昭和二十二年法律第七十二号)第一條の三及び建設院設置法(昭和二十二年法律第二百三十七号)附則第二項中「五月三十一日」を「六月三十日」に改める。

この法律は、公布の日から、これを施行する。以上が本法律案の全文ですが、本法律案の提案理由について御説明申し上げます。行政官廳法が本年五月二日をもつて効力を失うこととなつておりましたので、これに代るべき國家行政組織に関する法律を制定する必要がありますのであります。種々の事情のためこの新法律を五月三日から施行することが時間的に困難となりましたので、御承知のように、さきに、國家行政組織に関

する法律の制定施行までの暫定措置に關する法律案を提出いたしました。御審議の上可決を見、これによつて、行政官廳法等の効力が五月一ぱい延長せられたのであります。しかして、この間、内閣は國家行政組織法案を去る五月十日國會に提出いたしました。なおこれと併行して、約二十に上る各省設置法案を立案し、提案を急いだのであります。が、諸種の事情のため、予想以上の時日を要することとなり、ためにかりに國家行政組織法案が、五月三十一日までに成立を見るにいたして、これと併せて一体をなす各省設置法案の全部を同時に制定施行いたしますことは、きわめて困難視せられる事となつたのであります。事態かくのごとく相なりました以上は、さらに目下の暫定措置を一箇月延長いたし、その間に國家行政組織法案並びに各省設置法案を、十分に御審議いただくことといたしたいと考へるものであります。これが本法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ事情御了察の上、速やかに可決せられんことを希望いたします。

松原委員長 本案に対する質疑はございせんか。――質疑は終局いたしましたと認めます。これより行政官廳法案の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。討論につきまして御意見ございせんか。久保委員 この際本案は討論を省略して、ただちに採決せられんことを望みます。松原委員長 ただいま久保君から御發議のありました通りに、討論を省略いたしました。ただちに採決いたしましたことに御異議ございせんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕松原委員長 それでは採決いたしました。原案に賛成の諸君の起立を求めます。〔総員起立〕松原委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。都合により午後一時まで休憩いたします。午前十時五十八分休憩。午後二時十六分開議。松原委員長 休憩前に引続き再開いたします。前会に引続き経済査察廳法案の審議に入ります。前会は本法案審議に關して、委員の中からさきわめて適切な御發言がありまして、内閣総理大臣並びに経済安定本部長官の御出席を要求せられました。この際委員長よりさきわめて簡単にその概要を申し上げます。第一は、國費多端の際に、六億八千万円、五千人の官吏をもつ新しい官廳を設けねばならないかどうか、これはきわめて重大なる問題である。でき限りそのような官廳の増加は避けられるお考えはないかどうか。第二は、やみが行われるといふのは、結局配給がよるしくないからである。好んでやみをやる者はない。やみを行う者をば嚴重に処罰するならば、

まずその前に、配給の責をその責任者が果たしたかどうかといふことをば嚴重に査察しなければならぬ。この査察廳設置の法律によつて、当務者はその配給の実績をも親切に調査して、その消費の権利を擁護する一面をもたなくては意味をなさないのであるが、その用意があるかどうか。もしそのような用意が親切に法律の面に現われておらば、この法律が出たことを各社会面からは非常な喜びをもつて迎えられるであらう。法律はどうかそうあつてほしいのであるが、はたしてその御用意があるかどうか。この法律の原案には、それが捕捉せられないことを遺憾とする。第三は、統制には限度があるはずである。やるべき統制は嚴重にこれが徹底を期せねばならないが、同時に統制せないでいいものは、できる限り解除して自由にするだけの親切がなくてはならぬ。この用意がなければ、かかる法律は非常な恐怖感を國民に與えて、統制の眞の意味とは違つたものが現われることになる。従つてこの法案を審議するためには、統制の根本方針について、特に首相並びに安定本部長官の意見を明らかに述べ願いたい。この三つが大体今日までのこの委員會に現われましたる質問の要点だと心得ております。なお漏れました点は出席委員の諸君から補足することに願ひまして、以上の三点につきまして首相並びに安定本部長官から御意見の御發表をお願いいたします。

○青田國務大臣 ただいま委員長から、委員会の御意向を三箇條にわけて御説明がありました。一々御指摘の点は理由のあることと思いますが、根本の統制の問題につきましては、すでに御承知の通り、今日のごとく全世界にわたつて需給の關係が弱れており、物と人口との比例が著しく均衡を失つてゐるといふ時代においては、やむを得ざる統制のある程度行つてゐることは、各國みなその例に漏れません。アメリカのごとき物資の豊かな國においてさえも、必要に応じて相當廣い範圍の統制を行つてゐるのであります。統制なくして全然自由経済のもとに住んでゐる國がきわめてまれであるといふ例を見て、今日世界的な経済危機に際して、各國とも統制制度を舉行してきたことはすでに御承知の通りであります。殊にわが國のごとく終戦以來著しく人口と物資の均衡が失われてゐる事態においては、統制を維持することはやむを得ない悪事であると思はます。しかしながら不要な統制はこれをつくる必要もなし、また現にかなうな不要な統制が存在してゐるならば、これは一日も早く解除すべきであるといふ意味において、三党政策協定においても、不要な統制はこれを解除するといふ意味を明白にいたしておるのであります。政府は組閣以來これらの問題についても種々研究を重ねてまいつております。その政策の一端は、近き將來において、これを實際の上に実現いたしたいと考えておるのであります。

またこれと同時にやみの取締りについても、片山内閣以來の方針を堅持いたしまして、でき得る限りやみ行爲の取締りに遺漏なきを期したいと考えておるのであります。わが國の食糧を初め重要物資を連合國から常に仰いで、今日の危機突破に多大の協力を受けておるといふ点のみから考えてみても、やみの取締りは嚴重に行わなければならないと確信いたしておる次第であります。かような事情から経済安定本部の中に、経済警察廳という特殊の機關を設けまして、比較的教養の高い職員をして経済警察の仕事を当らしめる、そして從來の形式に流れがちな官僚統制の弊害を掃いて、新しい能率的な統制の方法を實行し得るようにならざるを得ない、かように考えておるのであります。

もとより國庫の支出が年々膨脹する今日、國民に対して多大の犠牲を強いおるのであります。政府が國民に對する態度から見ても、でき得る限り行政費を節約して、いやくも國民の血と汗になる結晶を一銭といへども浪費しては相済みぬ、かような氣持から行政整理はこれを断行する決心で、これも遠からぬうちに具體的の法案として國會の審議を仰ぐ準備を進めております。従つて行政整理は、一面においては事務の能率化を目標とし、重複したる機關を統合し、能う限り剩員を淘汰して一方においては行政の能率を上げると同時に、他面においては國民の負担を輕からしめるといふ方向に進みたいと考えておるのであります。さうしながら行政機構の改革は一面においては剩員を淘汰し、また一面においては必要欠くべからざる新たな機關を設けていくといふことではなければ、國家機構全体の能率において十分の機能を発揮することができないのであります。

まして、行政整理を目前に控えつつも、なおかつ必要とする新機關はこれを設ける、かような方針で漸を遂げて種々の機構改革の法案を國會に提出いたしておるわけでありませう。なお詳細のことにつきましては、安定本部長官より質問にお答えいたすはずであります。

○栗橋國務大臣 ただいま總理より説明がございましたが、なお詳しくいふと、その他数字についてのお尋ねが、ちよつとあつたようでありませうから申し上げたいと思はます。

第一の点は、六億八千万円、五千人の人、というふうなことは、こゝう窮迫せる財政のもとにおいて、多いことではないかというふうなお尋ねであつたと思つてあります。大体この経済警察というふうな仕事は、これが平常に續いては國家の経済の再建などではきないのであります。こゝう窮迫せる事態下においての一つの臨時的仕事として、これは見なければならぬと思つてあります。ゆゑに恒久的な行政機構その他は別途に考える必要があつたと思つてあります。しかし現下のやみその他について考えますと、これをどうしても抑止いたしまして、そして正常なるルートに物資を流し、それによつて経済を再建するほかにないものであります。こゝういふ点において経済警察をするといふことはきわめて必要であるわけでありませう。そしてこれは全國にわたつて、また各階層にわたつていたすわけでございますので、この五千人というふうな人を配置いたしまして、人手はなお十分だと思は申されぬと思つてあります。もつともこの五千人というふうな人がただちにこの際求め得るかと思はます。

と、あるいは本年度内では三分の二くらいしか充足できないのじやないかと思つてあります。さういたしますと、なるべく五千人は充足して目的を達したいと思はますけれども、さういふふうな現状でありますし、それからこれは各般の経済行爲についての警察をするわけでございますので、いろいろな経済その他も必要であるわけでありませう。一般財政におきましては、物件費、人件費等が相當かさんだ今日におきましては、このくらいの手算はお許しを得ない、とつていふ十分なる経済警察の目的は達し得ないと思つてあります。しかしながらこれは目的を達してしまえば速やかに解消すべき機關でございますので、このくらいでよく足りるかと思つていふ次第でございます。

それから第二の点は配給の実績を監査せよというお話であります。これははまことにこつともでございます。現在國民生活のうちで大体二五%がマル公による配給でございます。そしてその他は自由販賣あるいはやみに依存するといふふうな状態でありませう。われわれといたしましては少くともマル公による配給は半分程度くらいまでは進めたい、こゝう思つておるのでございます。そして國民生活の安定といふことをどうしてもはからなければいけません。こゝう思つておるのでございます。さういふ關係でございますので、はたしてどの程度配給されておるかどうかといふふうなことは、もちろんたいだいまも末端のところまでも能う限り監査をいたしておりますが、今後はなお一層機關も充実いたしますので、これを實行、勵行いたしたいと考える次第でございます。さうして勵行の結果は、やみとその他とにらみ合わせまして、結局は物資の正常に流れることを促進いたしたいと考える次第でございます。

それから統制でございますが、これは先ほど來すでに總理から御説明がございましたので、重ねて申す必要もないと思つてございます。この過小生産の今日において、生活必需物資その他必要なものをこの配給の形式において公平に分配するといふことは、これは過小生産の今日においてはやむを得ないことであり、またむしろ必要であるわけでありませう。さういふ意味においてこゝういふ事態に即應しまして、臨時的に統制をいたしておるよりな次第でございます。しかし統制の目的は過小生産の現在において、あるいは生産したものを、あるいは輸入したものを公平に分配するといふ点にあるのでございます。これはあるいは一般に、あるいは職域を通じて、その他各種の線からこれをいたしておるのであります。この目的にかなうものは、また必要なるものについては統制を勵行することはもちろんでございます。しかし必要でないものについては、また奨励のあがらぬものについては、統制もはずしたいと考えておるのでございまして、すでにその作業に着手をいたしておりますが、ただいまのところでは、亞炭につきましては年二千トン以下の小山については統制をはずしまして、さうしてこれは地元で自由に消費させるということにいたしました。それからまた生鮮食料、殊に鮮魚類については統制をはずすことに相なつたのであります。なお統制をはずすといふ

こともなか／＼関係するところが多いのでございまして、非常に各方面からの研究をいたさなければなりませんけれども、今後必要でないものについてはほん／＼とはずしていきたい。しかし必要のある方面については励行をしていきたい。こう思うのでございませう。そういうものにつきましては、査察というものの結果、実績を見る必要もございませうので、この機関がこういうようにできますようにございませう。その機能をます／＼發揮して必要なる統制の励行、必要ならざるものはこれをはずすということの役にも立たせたいと思ふ次第でございませう。

○松原委員長 委員諸君の方から御質問を願います。

○富田委員 たいま総理大臣並びに安本長官からる御説明がございまして、先日私どものお尋ねいたしておりました核心にだん／＼触れていくような気がいたします。たいまお話がありまして、日本の経済界の現段階においては、全部の統制をはずすということができないということ、私どもも重々承知をしております。

たいま安本長官が言われましたように、必要のない統制あるいはまたやつても効果のない統制、そういうものははずすという。その例として、亜炭をこうした、あるいは鮮魚についてこうしたというお話がありました。ここに告示になりました経済警察法その仕事の目的の中に、別表第一に掲げる法令及び政令で指定される法令並びに当該法令に基き発せられた命令を経済法令と言ふのだ、こう定義を下しておられますが、この別表第一に掲

げてあります法令はつきりわかっているわけでありませうが、その政令で指定された法令並びに当該法令に基いて発せられた命令と申しますと、どういふものがございませうか。そうしてまたその法令なり命令の数はどのくらいございませうか。概数でよろしゅうございませうが、御指摘を願います。なぜかと申しますと、私どもがこの法案を審査したすにあたりまして、この法令なり政令なり命令なりを調べるだけでも相当の人数がかかりませう。いわんや一般大衆が、はたしてその政令がどういふものであるか。その命令がどう出ているかということを知ることとは非常に困難なことではないかと思ひます。法は不知をもつて免れることを得ず、知らないからといってわれ／＼は法令の違反から免れることはできません。この網の目に布かれた法令、しかも國民大衆がこれを知ることとは非常に困難だと私は考へておる。今お手もとにありませう材料でおわかりになりましたら政令で指定された法令とはこれ／＼である、また当該法令に基いて発せられた命令とはこれ／＼であるということをお示し願ひたいと思ひます。

○國庫政府委員 経済警察法の中の條文として発する命令はまたないのでありますが、別表のうち臨時物資供給調整法あるいは食糧の管理法というのにも基いて発せられている命令は相當の數に上つておると思ひます。たいまその正確なる數字を勝手に資料としてもち合わせておられませんので、もし御必要であれば後刻正確な數を申し上げたいと思ひますが、たとへば例としておられますが、この別表第一に掲

規則指定配給物資配給手續規程とか、いろ／＼なものがあると思ひます。一々名前を申し上げませうと非常に手間どるかと思ひますので、もし御必要でございませうたら表にでもして差上げたいと思ひます。

○富田委員 だから、初めから申し上げないことではないのであります。必要とあればどういふものでございませうとおつしやるが、専門家のあなたでさえすぐお答えができません。その網と布かれたこまかい政令ないしそれから発せられた命令を一般國民大衆がどうして知りますか。そうして、知らないからといって免れることはできないでしよう。そうして、その経済法令に対する違反は罰するでしよう。網を張つてかかつてくるものが魚であればごちそうになる。かかつてくるものが善良な國民であつた場合には、政府は何を燒いて食べようとするか。人肉を燒いて食べようとするか。私はここに重大なる問題が潜んでおると考へる。私

が知りたいのではない。全國國民大衆が知りたいのです。だれのために法令をつくりませう。ここに私は大きながっかりしております。ここに私は大きながっかりしております。ここに私は大きながっかりしております。ここに私は大きながっかりしております。

第二にお尋ねいたします。それは別表の第一にお掲げになつておられます第一の電氣事業法以下第九に至るまでの、いわゆる経済法令が列記されておりますが、この法令の一つ／＼は、おそれ各官廳で所管しておられると存じます。もしもこのうちの一つ／＼ある所管官廳で取扱つておられます場合に、これは経済警察法をおつくりになつた設置提案理由の説明書の第二にありませうに、いわゆる検査取締りの

みによつては、これが効果を十分に發揮し得られない。それで取締り以外の方法によつて、新しい性格的な、行政的な措置によつてこれを勵行していくのだとおつしやるが、しからは別表に掲げられておられます一から九にわたるところのこの法令が、その所管の官廳においては、従来いわゆる検査取締りのみに依存してやつておられるのであるか、それともまた各官廳は單なる検査取締りだけになしに、提案理由の第二に掲げられましたような新しい性格的なもので、そうして行政的な措置をとつてやつてきておられるかどうか、どちらに屬するかをばつきりお示し願ひたいと思ひます。

○栗栖國務大臣 今お尋ねの第一の点について、根本的なことの政府の態度を一つ申し上げておきたいと思ひます。この経済警察法の査察というやうな文字はさういふ苦勞をいたした文字でございませう。たとへば周の制度による刑法を掌る秋官におけるやうな秋烈という意味をもつていない、むしろ春の官であるとか、夏の官であるとかいふやうな意味をもたしたものであるのでありませう。そこでこの終りの理由の中をこらんになりませう、事前にこの違反事件を予防するやうなもの、あるいは指導するとか監督するとかいふやうなところに重きをおきませう。むしろ経済違反というやうなもの、知らず／＼の間に違反になるといふやうなことはないやうにそれを防ごう、こゝろ趣意で突は考へたものでございませう。それで人を罰するといふやうな趣意よりも、むしろそれを事前に防ごう。殊に経済事例につきましても、違反などというものが今お話のよ

うに、はつきりしないやうに行われるということがしばしばあるものでございまして、啓蒙その他の指導勧告等をしていただきまして、防ごうというところに重きをおいたのでございませう。その辺はひとつ政府のこの法案を出しました趣意をおくみとりを願ひたいと思つておられます。その他の点は今次長官からお答えさしたいと思ひます。

○田中(己)政府委員 たいまの点につきましても、長官からの説明で盡きておると考へるのでございませうが、大体この査察の仕事をいたしましては、民間に対する関係というものがあまり多くないのでありませう。多くは警察を對象として、検査局その他の行政官廳に対するものでございませう。國民に對する啓蒙、宣傳ということも十分にいたすわけはございませうが、さういふふうにいわれる実力行使による取締りを行つたのが建前ではなくして、行政的方法によつて予防的效果をあげるということを主眼といたしておるのであります。さういふ次第でございませう。

○富田委員 たいま長官並びに政府委員の方からお話がありませうが、それではこの第二十八條はどうお思ひになりますか。いつも規則をおつくりになるときは、予防をするのだ、なるべく罪を犯さないやうに、特に提案理由でもつてお示しになりましたときには、経済警察官が統制違反の調査の對象といたしますのは、特に重大な違反事件でありませう、これを調査するの行政的方法による通常調査を原則とします。やむを得ない場合には行政調査も行ふということも言つておられ

るけれども、一方で二十八條をこらんに
なりましたら、どういうふうなことを
言つておられるか。「経済警察官は、
経済法令に関するいかなる違反事件に
ついても、又いかなる地域において
も、その職務を行うことができる。」
國文學の知識の乏しい私でありますけ
れども、この條文を讀んで、國民常識
からいつて、一般國民大衆はこれを受
取つたとき、いかなる違反事件につ
いても、いかなる地域においても、こ
う言われたら、おそくすべしといふこ
とを包含しておるようを受取る、これ
がむしろ國民常識ではなからうか。こ
ういふものはちやんと二十八條に出
くるのに、提案理由の御説明をなさる
ときには先刻申し上げた通りである。
またただいまの長官の説明では、おれ
は予防をする、つとめて違反の起らな
いようにするといふ。それはごもつと
もです。東洋流に言へば、目出でて作
し、鼓腹饜饕力われに何かあらん、
王様のいることを忘れて腹鼓を打つて
喜んでおるのが癡癡の時代であります。
しかし現実にはそんなに甘いものでは
ありません。現実はこの経済違反のた
めに、法令違反のために幾人の人が泣
いておられると思召すか、幾人の人
が苦しんでおられると思召すか。なつた一
人が苦しむのも、その一人の苦しこそ
自分の苦しみであり、わが子の苦し
みであると感じるのが政治家の氣持でな
ければならない。こういうごまかしな
法令を規定しておられるといふこと
が、私はこの法律を受取つて、そうし
てこれを守る立場の民衆の一人として
いかにも矛盾を感じざるを得ない、こ
の一点が非常にたゞいまの御答弁では
不満足であります。

○田中(己)政府委員 たゞいまの御質
問に対してお答え申し上げますが、こ
の二十八條の経済法令を申し上げますの
は、いわゆる前に制限されました経済
法令の意味でございます。大体これ
らの経済法令に関する違反事件とい
しましては、普通刑法犯と違ひまし
て、一般に廣い地域にわたつて行われ
ることが通常なのであります。経済
警察官の職務を行う場合におきまして
はこの管轄によつて制限をされます
と、この能率が非常に阻害されるとい
ふことからかような規則を設けた次第
なのでございます。このいかなる事件
でもと申しますのは、これは語句の關
係であるいは少し妙にお考えになつた
かも知れませんが、これは所謂經濟查
察廳の管轄区域以外において発生した
事件といふようにお考えくださいたい
と思つております。またいかなる地
域でもと申しますのは、この所屬經濟
警察廳の管轄地域外の地、管轄外でも
行い得るといふ意味でございます。こ
れもどんな事件でもといふふうに披
けて申す意味で規定したわけではない
のであります。これはたとえて申しま
すと、東京の警察廳所屬の經濟警察官
が、大阪で発生した違反事件を、横浜
で調べてもよいといふふうに、端的に
言へばそういう趣旨の規定でありま
す。何でもかんでも、いかなる事件で
も、どこで調べても構わないといふ廣
い意味ではないのであります。それか
らまた違反事件の調査といふことは、
警察官としてごく例外的と申しては
何でございますが副次的の職務であり
ます。それも重要事件に限つてやると
いふような建前になつておるのであり
ます。かようなわけでありましてから、

どうぞ御了承をお願いいたします。
○栗栖國務大臣 私も念のためにはつ
きり申し上げておきたいと思つて、こ
ういふ政府としては冷たいといふよ
りも温かい心持をもつてこれを施行し
ようといふような考案があるものであり
まして、誤解を招くといふかぬと思つ
すのもう一度申し上げておきたいと
思つて、二十八條の規定は、これは
権限規定だと思つておられます。従
つてこれを運用する場合におきまして
は、この各條の精神その他規定の命ず
るところによつて運用することができ
るのであります。その辺はどんなに
小さいものでも追及してやるといふよ
うなこと、あるいはほとんど善意で相
當注意を拂つたにかかわらずこれがわ
からなかつた。そのため知らず知ら
ず違反を起しておつたといふような
ものについても、峻厳に職務を行うとい
ふような意味ではない。こゝういふこと
を御了承願ひたいと思つてござい
ます。

○田中委員 政府は温かい氣持でつく
つたとおつしやるが、そこにあなたが
民主的になりきれぬもののお考え方が
あると思つて、つまりどうすれば犯
罪をあげることが出来るか、どうして
捕えようかといふお氣持が、あなた方
の御答弁の一言半句の中にはつきりと
にじみ出ている。私はその受ける方の
立場の氣持を表現している。なるべく
罪をなくしたいといふ氣持を私は代表
しているつもりであります。そこで今
立法いたしますときにはあなたのお氣
持は私はよくわかる。けれどもこれが
實際に適用される場面になりますと、
こゝうした決算委員会の席上であなた方
とひざ突き合はして話したこゝういふ氣
持が、末端まで行き通らないのです。
あなたは心は温かいのですけれども、
手先が冷たいのです。その手先が民衆
に触れる。その触れる手先が私どもの
血の中にじむ苦しみになるのです。そ
ういふ苦しみの中へこの經濟警察官の手がは
いつてくる。それを私が申し上げてお
つても、一方において提案理由の説明
をするときにこゝういふことを書きに
なりながら、法文の上でこゝうはつきり
とつたおつたおれば、やはりこの法文
を盾にとつてやるといふのが、末端に
おける官僚の今までのやり方であつ
た。もちろんこれからの訓練によつて
りつぱになさるべきであらう。また
そつたおつたおつたおつたおつたお
れども、私が特にこのことを念を押
しておきますことは、この立法の精神の
中に民主的といふことを、お題目でな
しにあなた方の頭が、人を支配するとい
ふ考え方なしにサーヴァイスする氣持
で、一粒の麦地に落ちて朽ちずんばと
いふのが爲政者の氣持である。この氣
持があなたにならば、單なる警察であ
るといふような名称が考へたあげくつ
つたといふようないわゆるインテリ
の言葉先のことでごまかされたい、も
つと眞実なものが出てくるはずであり
ます。私はその点をはつきりいたした
ためにこのことをしつこく御質問申
し上げるわけでありまして、それと同
時に具体的に申し上げる。私は今中身
を思つておりました発言も不十分であ
り耳も遠いのでありますから、はなは
だ御無理であります。はつきりお答
え願ひたいのは、この別表第一に掲げ
られたものが、あなた方のおつしやる
經濟法令の範圍なんです。この範圍の

中で、たとへば電氣事業といふものを
通信省なら通信省で管理しておる。そ
の通信省が管理して今やつておられ、
これを履行しておられる場合に、先
刻お尋ねしたように、今までのやり
方が検査取締りのみに依存していた
かどうかといふことでもあります。今ま
でもたとへば第二の食糧管理法を突
施するにあつたつて、第三の食糧緊急措
置令を実施するにあつたつて、今までの
やり方が全部検査取締りのみに依存し
ておつた。長官の言われる温かみがな
かつた。前もつて予防といふことに注
意しなかつた。指導といふことがな
かつた。啓蒙といふことも行われてい
なかつた。それだから今度こゝうするお
つしやることに經濟警察廳が生まれ
出なければならぬ必然的な理由をそ
こに見出すことができる。しかしもし
今までも單なる検査取締りだけでな
かつたのだ。そこに啓蒙も行われてお
つた。指導も行われておつた。予防も
行われておつた。いわゆるあなたの方
が御示しになつた新しい政策的な行政的
な措置も施されておつたとするなら
ば、この經濟警察廳を設置する理由の
一つは少くとも失われてこなければな
りません。その論点をはつきりいたし
ておきたいと思つて。

○栗栖國務大臣 御趣意はよくわか
つております。実は私は今初めて官職
をやつたものでございまして、長く民
間におつたものでございまして、しかも
經濟のこといささか存じております
し、法律もいささか存じております
で、おそくこの法律をつくること
の次長以下は一番やかましい長官であ
つたと思つておると思つて、それは温
かい心といふことでこの法律をつくつ

て、指導し運用するようにならば、必ず立法の精神に則つて温かい氣持をもつて運用していくと言われましたが、そのお氣持はまことによくわかりました。しかしあなたがいつまで長官でおられるか。そういうことは一般の世の中には通用いたしません。あなたが長官をおやめになつてもこの冷たい法律は生きおるのです。議会で否決すれば別ですが、いやしくも法律となつて出ました以上、安本長官の地位の期間に絶対に制限を受けるものではありませぬ。だから立法当時の長官である栗栖さんは温かい氣持をもつておられるも、次の長官が出たときに冷たくなるという客観的妥當性をたないものがある。法的價値があるかどうか。われわれ立法に携わる以上は、長官がお送りになつても、だれが施行に当りましてもあぶなげのない法律としてこれを出す。その客観的な妥當性を認めたいために、この心配を苦言を呈しておるわけでありませぬ。

○田中(己)政府委員 ただいまの長官の説明に補足して申し上げたいと存じます。ここにあげましたような経済法令の勵行につきましても、行政官廳におきましてもそれ／＼主管に従ひまして取締り以外にその予防指導等に當つていたわけでありませぬ。しかしながら実績から見ますと、指導その他の措置につきましても十分とはいかない、勵行がほとんどされていなかったという部面もなき／＼とあらざるでございませぬ。さういふ次第でありまして、人員その他いろいろ／＼な機構の關係等につきましても、全面的にさういふことができなかったという關係から、その不足を補つていふような趣意を含めてこの査察廳をつくることになつた次第であります。今後は十分経済各廳とも密接な連絡をとりまして誤りのないことを期したいとお考へておる次第でございませぬ。さういふ御承願いたします。

○富田委員 ただいま栗栖長官は、さういふに自分がこの地位にある以上、

この法令が出ましたならば、必ず立法の精神に則つて温かい氣持をもつて運用していくと言われましたが、そのお氣持はまことによくわかりました。しかしあなたがいつまで長官でおられるか。そういうことは一般の世の中には通用いたしません。あなたが長官をおやめになつてもこの冷たい法律は生きおるのです。議会で否決すれば別ですが、いやしくも法律となつて出ました以上、安本長官の地位の期間に絶対に制限を受けるものではありませぬ。だから立法当時の長官である栗栖さんは温かい氣持をもつておられるも、次の長官が出たときに冷たくなるという客観的妥當性をたないものがある。法的價値があるかどうか。われわれ立法に携わる以上は、長官がお送りになつても、だれが施行に当りましてもあぶなげのない法律としてこれを出す。その客観的な妥當性を認めたいために、この心配を苦言を呈しておるわけでありませぬ。

第二に政府委員の御答弁でありまして、各主管官廳とも決して檢査取締りだけでは足りない、十分であつてもあらゆる手を盡しておられたと言われる。さらに査察廳法の提案の理由の中にもありますように、これが経済安定本部と表裏一体、緊密な連絡をとりつてやるというところが、大事な設置理由になつておるようでありませぬ。それならば今までの各官廳は、経済安定本部とどのような連絡をとりつておやりになつておつたのでございませぬか。あるいは全然連絡はなかつたのでございませぬか。これは重大な問題でありますから、はつきりお伺いを申し上げておきたいと思ひます。

○田中(己)政府委員 もちろん從來といえども安定本部と、各行政官廳とをそれぞれ連絡はとつてまいつたわけでございませぬが、監査關係の私どもの所管の事務につきましても、もちろん十分に連絡をとり、勧告もいたした例もあるものであります。ただ監査關係といつたしましては民間は主たる対象ではなくして、官廳が主たる対象なのであります。かような關係からして、各官廳とは十分に連絡もとりつてまいつておる次第であります。

○松原委員長 ちよつと富田委員にお諮りいたしますが、安定本部長官も参議院の方に急いでおられますし、他に質問者もたくさんありますから、できるならば簡潔にお願いしたいと思ひます。

○富田委員 まだお尋ねしたいところとはたくさんありますが、たいへんお急ぎのようでありませぬから、ただ一つお尋ねいたします。それはこうした経済査察廳をつくり、五千人の官價を新たに繰出し、七億の國幣を費してやる、それほど日本の経済界が非常な苦しい立場におる、非常事態にあるという意味で、これをお出しになつたのでありませぬか、その根本にさかのぼつて、こんな経済法令違反を起さないやうな、やみがなくて済むやうな政策を先に出して、それを実行なさる方が早途だと思つて、その点について安定本部において、どういふ御考慮が拂われておるか、一点だけお伺いしたいと思ひます。

○栗栖國務大臣 ただいまの御質問に對してお答へしたいと思います。先ほど國民一家として平均二五%がマル公の生活であるといふことを申し上げた

のであります。他はすべてやみかと申しますと、それは自由價格あるいは自由販賣のもの、やみ販賣のものがありませぬことは確かでございます。そこで私も申しましたように、こういう窮迫した事態におきましても、なお、やみ價格は半分ぐらゐ、あとはマル公の價格、自由價格というやうな生活が半分ぐらゐで國民生活を安定することが、きわめて必要だと考へたのであります。政府といたしましては、今回予算編成にあたりましては、新しい價格の補正もいたします。この補正も國民の生活の負担をなるべく最小限度に止むるやうに、実は安定補助物資につきましても、多額な補助金を出すことに相なつております。それがさらさらまた消費物資につきましても、一定の割合以上にはならぬやうに、あるいは主食についてはプール計算によつてこれを調整するとか、その他の苦心をいたしております。なお主食その他につきましても、一割の増産等も考へておりますが、それと同時に食糧の輸入等も懇請いたし、あるいは繊維製品の國內放出等もただいま懇請中であります。さういふやうにしてマル公による生活必需品の増配について、非常な努力をいたしておるのであります。これの裏づけがあつて初めて國民生活が安定し、こゝろいふ法律もやがては必要でなくなる、こゝろいふ域に達すると思つてあります。今日までは空約束に終り勝ちというところもありましたけれど、その点は非常に努めました。中間的な安定といふことを目標にして、さしあたり増産と輸入といふことでこれを賄うやうにいたし、さらには長期計画によつて、この経済危機から建設へ建

設へと進んで、大体五年後には、昭和五年から九年の生活水準をとりもどしたい、かやうに考へている次第でございませぬ。さういふやうな方針のもとに、安本では國民生活の安定、殊にマル公における配給の履行を完全にするということに努める、こゝろいふことになつたと思つて、この次第であります。

○松原委員長 この際お諮りいたしますが、本日午前中に議いたしました行政官廳法等の一部を改正する法律案の委員長報告を本会議ですべき時間がまひりましたので、委員長はしばらく席をはずしたいと思ひます。この間富田理事に代つてもらいたいと思ひます。〔異議なしと申す者あり〕

○松原委員長 それでは富田理事にお願いたします。

〔委員長退席、富田委員長代理着席〕

○富田委員長代理 松原委員長は本会議で報告の都合上、私がしばらくこの席を汚します。

○竹谷委員 栗栖國務大臣にちよつと簡単に伺ひますが、日本の警察官が経済警察の防犯、内偵あるいは檢査といふやうな仕事をなさるやうになつたことは、非常に墮落したと思ひます。これは非常にいけない政治だと思ひますが、それを改めて、今度は経済警察に關しては、専門家の経済査察官がこれに當ることになつたのは、これは重大な改善であり、私はこの点には賛成するものであります。しかしながら五千人の経済査察官では員数が足りない、そこでむろん現在在警察官に應援してやつて一緒にやるわけですが、今度警察官は経済違反に關しては主体

設へと進んで、大体五年後には、昭和五年から九年の生活水準をとりもどしたい、かやうに考へている次第でございませぬ。さういふやうな方針のもとに、安本では國民生活の安定、殊にマル公における配給の履行を完全にするということに努める、こゝろいふことになつたと思つて、この次第であります。

性をもたない、補助者にすぎない、こ
ういふことになる、警察官が今まで
のように一生懸命協力しないというこ
とが起りはしないかということを中心
するのであります。そうなる、今ま
で十二万五千人の全国の警察官が経済
警察に当つておつたのに、五千人とい
ふ員数に減ると、経済統制の確保が非
常に困難になりはしないか、これに関
して政府はいかような対策をおもち
であるか、どういふふうにしてこの経
済警察官が十分なる活動をするように
保障する手段があるかどうか、それを
伺つておきたいと思つてあります。

な第二点として、ただいま富田委
員から御質問があつたように、やみの
ない、いわゆる経済法令違反の対象にな
るような事件が起らないという政治を
することが大切である。これに対して
政府はいかなる具体的手段をとらうと
するかということ、昨日質問してお
いたのでありますが、この問題に関し
ては、ただいま富田委員の最後の質問
において、政府の経済政策はやみのな
いようにすべきであるということにつ
いて御質問があり、これに対して答弁
がありました。もう一つ、その裏はら
であるところの國民も、自分が経済警
察官となつたと同じような氣持で協力
する、という空氣をつくらなければなら
ない。すなわち政府の経済政策が、違反
をつくらぬような經濟情勢に國を置
くとともに、國民自身も經濟違反をし
ない、またする者に対しては、自分も
經濟警察官になつたような氣持でこれ
に対処する、こつちの考へになるなら
ば、この過小生産の窮迫した經濟情勢
においても、經濟の安定、流通秩序の
確立はできると思つてあります。

流通秩序の確立と言ひ、あるいは戦争
中いろ／＼看板を掲げましたが、いず
れも眞に有効適切な、具体的な、流通
秩序の確立の大きな風が吹いて、これ
に抗し得ないような大きな運動の展開
せられたらどうかを聞かない。今ま
でどの内閣も、どの政府も、この点に
ついては何んか大きく掲げて努力をす
るようなセステキアはするけれども、
具体的な適切な手を打つたためし
がないのであります。今政府はこの流
通秩序を眞に確立するよな政策を行
われるとともに、國民が皆經濟警察官
になつたよな、そういう空氣をつく
るよな一抽象論ではなく、具体的
施策があるかどうか。もしなければ、
ぜひ經濟警察廳の発足を機会に、そ
うした具体策を練つて、これを実施する
ことを熱望するものであります。

な警察官その他の官廳との關係を密接
にし、國民の協力と、理解と、啓発を
するといふよな意味におきまして
も、やみ撲滅の國民運動を果はこの機
会に展開したい、こつちも考へている
次第でございます。まだ具體的なもの
につきましても、閣議その他を經てお
りませぬけれども、私大藏大臣在任中、こ
の國會の非常な協力を得まして、國民
貯蓄運動、納税運動等も非常な効果を
あげまして、この危機を突破するの
大きに役立つたのでございます。やみ
撲滅の國民運動もこれを官民一体とな
つてする。しかもこつちのよな機關
の発足を機会にするといふことも必要
と考へて、いろ／＼具体的な案を練つ
ているよな次第であります。いすれ
皆様の非常な御援助を懇請する日も
遠くないと思つてよな次第でございます。

第三点は、もしも官廳ができると思
つて、今物價廳を非常に急がしてお
るよな次第でございます。それで野
菜についても、そのほかの点について
も、こつちのよな点からひとつ思
切つたことをやつてみたいと思
ひ願つておるよな次第でございます。
一番と二番とはこれで申し上げた
と思つてあります。

第一の点でございますが、まことにこ
もつともな御質問でございます、私
どもはこの警察官と、警察廳の職員と
の間に円満なる連絡が必要である。そ
うしてそれは互いに競争をするとかい
ふことじやない。互いに協力をする、
こつちのよなことが非常に必要である。専
門専門をもつて協力するといふことが
やはり必要であるのでございまして、
警察廳の出發については、これを機会
に一つの運動を考へているのでござい
ます。さらにこの法またこつちのよ
な機關をつくるといふことも、罪を処
断するといふことでないことはもちろ
んであります。犯罪をなくすることが
目的でありますので、廣く國民を啓発
し、國民を指導し、國民の協力を得る
といふことが、これが最も必要なこ
ろであるのであります。そういうよ

御答弁を聴きました、せひひとつや
み撲滅の國民の大運動を展開するよ
なお願いをいたしたいのであります。
○平井委員 栗栖安本長官にお尋ね
いたしますが、栗栖長官は先ほど魚の統
制は撤廃するとおつしやいました、
野菜の統制は撤廃する考へがないよ
うに伺われるのであります、なにゆゑ
に野菜の統制を撤廃しないか、これが
第一点であります。

○栗栖國務大臣 第一点についてお答
えいたしますが、鮮魚は高級の鮮魚を
撤廃するものであります、それから野
菜についてもいろ／＼今作業をさせて
おるのであります。これは第二の問題
に關連しますが、國民の今の生活を維
持する上において必要であるかないか
といふよな点及びその範圍、あるい
はその物資の種類とか程度、それが及
ぼす影響、あるいはそれ自体は直接影
響のないよなものでございまして、
関連物資といつたしてどうしてもし
はずせないものと、あらゆる角度か
らたくさん種類がございまして、そ
れをはずすのに今非常に急いでおりま
す。今回は物價の改訂でなしに補正を
いたしますが、相當範圍が廣いのでご
ざいまして、そういう際にはなるべく
急いで、それと相前後して、こつちの
必要でないものははずしますと國民に

○田中(健)委員 お急ぎのよなうです
から、簡単に五点について長官にお尋ね
いたしたいと思つてあります。
第一には經濟警察廳が安本の分家の
よな形になるのじやないかといふこ
とを私は考へます。そこで安本長官が
長官を兼任なさる。そしてここに掲げ
られてあることを行つたのであるが、こ
の場合に從來の安本のやり方を見てお

第三点であります、先ほど富田委
員が古い例をお引きになつたので、私
この法律をつくるよなときにも話したので
あります、昔、萬が宰相をしておりま
すときに、百姓が田の畦を争う、そ
で三年間百姓の中へはいつて長者の言
うことを聴くよなにした。あるいは漁
師が洲を争う、そこで三年間その漁師
の群へはいつて、その実情を知つて、
いふよな改めたといふ話がありま
す。もちろん再の時代と今日とはたい
へん違つた時代でありまして、それは
同一になりませぬけれども、少くとも
官職につく者はそれくらゐな氣持でい
かなければいかぬと思つてありまし
て、御趣意の点は十分徹底さすよな
いたしたいと思つてあります。また
そういうよなものを徹底さす意味に
おいても、先ほどの國民運動といふこ
とを展開することが必要であると思つ
た次第でございます。

○栗栖國務大臣 御答へいたします。
第一の点でございますが、まことにこ
もつともな御質問でございます、私
どもはこの警察官と、警察廳の職員と
の間に円満なる連絡が必要である。そ
うしてそれは互いに競争をするとかい
ふことじやない。互いに協力をする、
こつちのよなことが非常に必要である。専
門専門をもつて協力するといふことが
やはり必要であるのでございまして、
警察廳の出發については、これを機会
に一つの運動を考へているのでござい
ます。さらにこの法またこつちのよ
な機關をつくるといふことも、罪を処
断するといふことでないことはもちろ
んであります。犯罪をなくすることが
目的でありますので、廣く國民を啓発
し、國民を指導し、國民の協力を得る
といふことが、これが最も必要なこ
ろであるのであります。そういうよ

○竹谷委員 今最後に非常に頼もしい
御答弁を聴きました、せひひとつや
み撲滅の國民の大運動を展開するよ
なお願いをいたしたいのであります。
○平井委員 栗栖安本長官にお尋ね
いたしますが、栗栖長官は先ほど魚の統
制は撤廃するとおつしやいました、
野菜の統制は撤廃する考へがないよ
うに伺われるのであります、なにゆゑ
に野菜の統制を撤廃しないか、これが
第一点であります。

○栗栖國務大臣 第一点についてお答
えいたしますが、鮮魚は高級の鮮魚を
撤廃するものであります、それから野
菜についてもいろ／＼今作業をさせて
おるのであります。これは第二の問題
に關連しますが、國民の今の生活を維
持する上において必要であるかないか
といふよな点及びその範圍、あるい
はその物資の種類とか程度、それが及
ぼす影響、あるいはそれ自体は直接影
響のないよなものでございまして、
関連物資といつたしてどうしてもし
はずせないものと、あらゆる角度か
らたくさん種類がございまして、そ
れをはずすのに今非常に急いでおりま
す。今回は物價の改訂でなしに補正を
いたしますが、相當範圍が廣いのでご
ざいまして、そういう際にはなるべく
急いで、それと相前後して、こつちの
必要でないものははずしますと國民に

○田中(健)委員 お急ぎのよなうです
から、簡単に五点について長官にお尋ね
いたしたいと思つてあります。
第一には經濟警察廳が安本の分家の
よな形になるのじやないかといふこ
とを私は考へます。そこで安本長官が
長官を兼任なさる。そしてここに掲げ
られてあることを行つたのであるが、こ
の場合に從來の安本のやり方を見てお

第三点であります、先ほど富田委
員が古い例をお引きになつたので、私
この法律をつくるよなときにも話したので
あります、昔、萬が宰相をしておりま
すときに、百姓が田の畦を争う、そ
で三年間百姓の中へはいつて長者の言
うことを聴くよなにした。あるいは漁
師が洲を争う、そこで三年間その漁師
の群へはいつて、その実情を知つて、
いふよな改めたといふ話がありま
す。もちろん再の時代と今日とはたい
へん違つた時代でありまして、それは
同一になりませぬけれども、少くとも
官職につく者はそれくらゐな氣持でい
かなければいかぬと思つてありまし
て、御趣意の点は十分徹底さすよな
いたしたいと思つてあります。また
そういうよなものを徹底さす意味に
おいても、先ほどの國民運動といふこ
とを展開することが必要であると思つ
た次第でございます。

りますると、他の行政機関に対して非常に干渉するのじやないか、こういう危惧を私はもつておるのです。一條の七号であります「行政機関の行う経済法令に関する経済施策の実施に関する事務の監督に関する事項」こういうふうなことを盾にとつて、相当干渉がましいことをやるのじやないか。栗栖さんが安本長官になられてから、大分安本のあり方についても突つてきた。こういうことを世間ではいわれますが、しかしどうも世間ではいわれても、栗栖さんは非常に温かい感じのする方でありますがどうも栗栖さん以外のそこにおられる方々は私は冷たいような感じがいたしてしようがない。どうも何となく冷たい。こういう冷たいような感じを従来與えてまいつた諸君がこれを立案される。そしてこの警察廳をやつていく。こういうことになると、相當に各省が脅威をうけるのじやないか、こう思います。そこでこれは安本の分家であるかどうか。この点をひとつ明確にいたしてもらいたい。そうでないとすれば、これは何も安本長官が兼任しなくてもいいのである。また安本から大重の人間をこの廳に移す。こういうようなつもりでやつておるかどうか。この点を第一点としてお伺いいたしたいと思います。

第二点は、経済警察廳の監察官に――總理大臣のこの間の言明によりますると、共産党並びに共産主義者に対して相當の考慮を拂わなければならぬというふうなことをおつしやつておる。そこで廳ができました場合には、共産黨員などは、あるいは共産主義者を経済警察官に御採用になるのであるかどうか。この点もお伺いいたしておきたいと思ひます。

それから供米の問題であります。一條の第八号のところに供出の促進ということがあります。これは昨日の政府委員の答弁では、主食糧の供出についての促進には経済警察官は関與しない、こういうふうには私は聴きとつたのであります。しかしながら別表には食糧の供出に重大なる關係のある食糧管理法、食糧緊急措置令というのがあつたのであります。これは当然この法律を盾にとつて農民に対して経済警察官が彈圧的な態度をもつて臨むのじやないかというのを私は心配いたすのであります。昨日の政府委員のごとく、主食糧の供出に対しては警察官が関與しないというのであるならば、この点を長官から本日この席上において明確にいたしてもらいたい。この間も御承知の通り、全國の農民大会がありましたが、この大会においても問題になつておることを私が耳にいたしております。この点を長官から明確にいたしてもらいたい。

次は警察官吏並びに地方官吏の協力を求める、こういうことでもあります。私昨年、國會に設けられました隠匿物産調査委員會、さらに不当財産取引調査委員會の委員になつておりますが、この場合において總理大臣並びに他の大臣が十分に協力されるというのを國會において言明するのであるが、さて地方へ行つていよ／＼隠匿物産の調査などをわれ／＼がやる場合においては、なか／＼警察官や地方官が協力いたさないのではありません。全部協力しないというわけではないけれども、大部分の警官は協力をいたさない。そういう場合に当然経済警察官と地方官憲との間におもしろからざる雰囲気をもつておるのではないかと、もし経済警察官に対して地方の官憲、特に隠匿物産その他地方のボスと連絡のある警察官や官憲が協力しない場合には、その官憲あるいは公吏を弾劾するつもりであるかどうか。その点もこの際明確にいたしておきたいと思つておる次第でございます。大体申し上げましたことは五つになつております。長官の御親切な御答弁を煩わしたいと思います。

○栗栖國務大臣 経済警察廳ができません、非常時下の経済關係のものとして案と物價廳との警察廳とは三つが一体をなすような働きをすることがあります。そのうち、実は長官が兼ねるつもりでございまして、この警察廳をもつて安本の手先というふうに考へておる趣意は手頭ないのでございまして、そうしてそれ以下のものは兼務というふうなことはしないで、それ／＼専任の職員を置きまして、十分職責が果せるようにいたしてあるのではありません。ただ長官は、この三つのものが裏表あはるいは手の左右というふうな形をもちますので、兼ねて一体的な運営をする趣意に止まつておるのでございまして、分家というふうな考へは手頭ございません。

それから、その次は職員でございまして、職員は、私も多年の経験によりまして、民間人でも相當経験あるエキスパートを抜擢をいたしました。適材を適所に据えたいと思つておるのでありまして、自由任用の形をとつておるのであります。しかしながらこの経済警察の趣意から申しまして、明らかに共産党にはいつておるのか、共産主義を明らかに支持しているような者は、こ

ういふ趣旨の職員には不適当であらうと考へておるような次第であります。それから供米の点であります。お示しの條文は実は隠匿物産の調査供米ということ、隠匿物資でございまして、その結果供米の問題はこの中に含まれたいと思つておる次第でございます。しかし三号に「経済法令に関する違反行為の調査に関する事項」というのがございまして、これは、供米の不履行をいたしておるような場合におきましては、経済違反になる場合があると思つておる次第でございます。その場合は調査をいたすことあるのではありません。調査でございまして、調査の目的を逸脱しないようにすることに相なつておると思つておる次第でございます。それから警察官とかその他の各官憲の協力であります。これにつきましては、この法の運用あるいはその精神から申しまして、密接なる連絡をとることは先ほど申した通りであります。また運用としまして、それを強調し、實際運動として現わしていきたくと思つておる次第でございます。さら

に機関としましては、中央地方に委員会などを設けまして、その連絡を密接にするようなことになつておるのであります。

最後は、地方官憲の協力しない場合に弾劾をする権限を有する権限があるかどうか、こういう御趣旨でございまして、

○田中(健)委員 弾劾する方法を今考へておるかどうか。

○栗栖國務大臣 これは考へてはおらぬと思つておる次第でございます。ただ勧告をするという程度に止まると思つておる次第でございます。しかし實際的にはそれで十分運用ができると思つておる次第でございます。かえ

警察官をして場合においては農民を彈圧する、こういう意図のものであるか、その点の区切りを明確にしていただきたいと思ひます。

○栗橋國務大臣 安本と物價廳あるいは警察廳というように、いろ／＼兼ねておりますけれども、これはおの／＼職務を行使する範圍があるのでありまして、それを逸脱して、いわゆる職權を濫用するということとは私はいたさぬということに固くお誓ひしますと、実は安本には、各種の經驗者、博識者を集めまして顧問ともいたしてあり、さらに總理がこれの總裁として一番上にあつておるのでありまして、そういう点においては御心配はないように先例をつくるということとを御了承願ひたいと思ひます。なほ各省の問題であります。

これは安本の精神から言ひましても、各省間の連絡、あるいは政策その他についての調整をする、あるいは斡旋をするという役でありまして、各省に干渉をするというような意味は毛頭ないのであります。私をして言わしむれば、これも權利の行使ではなく、權限の行使ではなく、權限の濫用だと思ひるのであります。そういう点は固く戒めたいと思つておる次第であります。もつと安本を明るものにした、こゝういふようにも考へておる次第でございます。

それから調査の点であります。これも、私をして言わしめれば、調査は調査といふ範圍を出ないのであります。その範圍を逸脱すれば、これは濫用であります。不当な行使であるのであります。そういう点は十分慎みたい。また職員等についてもそういうこ

とのないように考へたいと思ひます。なほまた、そういう供米その他の点は、この經濟警察といふものは大きいところを押える点が非常にあるのであります。さまで大きくないもの、あるいは輕微なもの等につきましても、これは調査などもいたさぬといふような運用の心得をもつておるのであります。その辺は御心配は無用であらうと思ひます。私は、こゝういふ時期におきまして、農民をして食糧の供出を進んでやらすようにするといふ点におきましては、こゝういふ法規、冷たい法規がかりにあつて、いわゆる冷たい官吏によつてそれをしづらすといふことは國のために悲しむべきことであると思ひます。そういう点も十分考へたいと思ひます。

○田中(健)委員 私の質問は終りました。

○中曾根委員 私の質問したいと思ひます。今まで委員諸君が質問いたしましたので、私は一点だけ簡単に御質問いたします。それはやはり統制と自由の境界の問題であります。統制はやらなければいけません。もちろんインフレーションの抑止であるとか、あるいは社會の浪費を防止するとか、そういう点から見ても必要であるし、特にこの間御発表になつたような五箇年計画をやるというところになれば、所得の合理的な配分にしても、あるいは資本の計画的な蓄積をやるにしても、統制をやつていかねばいけません。ところが、統制をやる上では政府には能力の限界があるといふことも事実である。政治力にも限界があるし、國民の民度にも限界が

あるし、また日本の經濟力にも限界がある。こゝういふ点から見て、限界があるのであります。その限界を認識して、適當な範圍に合理的にやるということが大重要だと思ひます。そういう点から考へてみると、今行われてる統制の範圍といふものは、日本の經濟力や民度からすればあまりにも大き過ぎる。その全面にわたつてこの經濟警察といふような構想でカバーし、こゝういふ嚴重に統制していくことになる。これは國民から非常な反感をもつて迎えられるといふことは必至であります。われ／＼は國民代表として、こゝういふような事態を目の前におきななごらこの法案を國民の前に出すといふことは、実に躊躇せざるを得ないのであります。従つて政府の側において、この程度の統制は切離すのだ、こゝういふ明確な御指示があつて、われ／＼が納得することができなければ、われ／＼は喜んでこの法案を通す決心であるのであります。その辺について栗栖さんに尋ねたいのですが、どうも今の統制を見ておきまして、物價高その他を見ても、財政の赤字あるいは金融の赤字から考へておる面もあるけれども、やはり、統制が非常に煩瑣であつて非能率である、こゝういふ点から考へて物價高を来しておる面が非常に多い。こゝういふ面を切離して、一方には物價を引下げて民心を明るくする、こゝういふことが重大だろつと思ひます。そういう具体的な品目を考へますと、指定生産資材の配給規則、あるいは指定配給物資の配給手続規定、あるいは輸送証明規定、こゝういふ具体的な方法について私はもう少し詳細なお考へを承りたい。たとえば需給の見合つ

ておるものであるとか、あるいはまた技術的に不可能なものであるとか、あるいは間接統制でこれができるものとか、あるいは、たとえば家庭雜品のよゝうな小品的なものであるとか、生産あるいは生計に影響を及ぼすようなものを、この際斷断をもつて、この價格改訂を機に切り離す。この法案を出して、それと同時に整理、縮小した範圍内において徹底的にやるのだ、こゝういふことを見せるのが、國民に納得させるゆゑにはないかと思ひます。そういう点から考へますと、たとえば亞炭にしては、あるいは建築資材、指定生産資材、割当規則におけるれんが、木材、あるいは薪炭、あるいは重要非鉄金屬でマル公を割つておるもの、重要タールの製品の一部、たとえばナフタリン、こゝういふようなものは、私はこの際徹底的に切り離すべきだろつと思ふ。あるいは指定配給物資配給手続規程の中における家庭雜品、いろ／＼ございませうが、なべ、かま、あるいはヤツチ、ソーダ、和がさ、こゝういふものも同様であります。それから最後に、マル公の境界に至つては無限度であつて、これはほとんど半分くらいまでは切つてもよいのではないか、こゝういふふうに思ふのですが、もし栗栖さんにして、この場で明確な御指示がいただけないのなら、担当官をしてこの委員会出席せしめて、かなり詳細にわたつて具体的な構想なり、進行過程なり、いついかなるものをするか、こゝういふことを明らかにしていただきたいと思ひます。こゝういふことにおいて納得がいけるならば、われ／＼も喜んでこの法案を通すのによぶさかでないと思ひます。

それからもう一点は、警察制度においては、公安委員会といふものによつて民主的なコントロールが行われております。ところが同じような經濟警察といふものにおいては、官廳間の連絡機構はあるけれども、人事とかマネージドかにかかりの權力をもつて、國民の声を反映する機關がない。こゝういふものをせむとも設置する必要があるのではないかと思ひます。こゝういふ点について長官はいかなるお考へをおもちであるか。この二点を承りたい。

○栗橋國務大臣 私は先ほど來、富田委員のお尋ねに対してもお答へしたものであります。統制について必要でないもの、及び不能なもの、こゝう申したのであります。したがらずに、統制の物資の中にはいつておりました。事實上力の及ばぬようなもの、そしてまたそれは関連物資その他でないようなものにつきましても、これははずしたと考へておるのであります。ただ、私物價廳にも参りまして、この物資などをどの範圍ではずすかというやうなことにつきましても、相當詳細なる調査を必要とし、またその筋への連絡も非常に必要であります。そこで統制の必要なもの、あるいは統制してもできないといふようなものははずすという原則は、早くから私は申して、作業しておるのであります。その範圍について、しかもいつからはずすかといふやうなことは、これはその筋との關係もありません。今ただちにこゝで一々申し上げるといふことはできないのであります。しかしこの警察廳が大体出発するやうなようになります。ぜひ詳細なる品目

それからもう一点は、警察制度においては、公安委員会といふものによつて民主的なコントロールが行われております。ところが同じような經濟警察といふものにおいては、官廳間の連絡機構はあるけれども、人事とかマネージドかにかかりの權力をもつて、國民の声を反映する機關がない。こゝういふものをせむとも設置する必要があるのではないかと思ひます。こゝういふ点について長官はいかなるお考へをおもちであるか。この二点を承りたい。

をもそろえまして、こういうものははずしたい、またいつはずすと、かいうことも明らかにしまして、政府の意のあるところを國民に知らせたい、こう思うような次第であります。

それからこの公安委員会のようなものがあるが、これはどうかというお話であります。これは多少経済の關係がありますので、実は統制というところ、統制の裏は思惑その他にいろいろいろなスペキュレーションが行われるというふうな点もありますので、実はそういうふうな委員会制度の組織にはなつておらぬのであります。しかしながら先ほど申し上げましたように、やみ物資撲滅の運動というふうなものを、この機構の外郭もしくはそれを包容する一つのものとしてつくり、推進をいたしたいと思つております。その一翼としては、今お示しのような委員に諮問し、國民の意向を聴き、意見を出してもらうというふうな点については、その運動の一翼として考えてみたいと思つておるような次第であります。具体的には先ほど申しましたように、まだ研究中でありまして、しばらくお待ちを願いたい、こう思つております。

○中曾根委員 栗栖さんのお答えを大分了解したのですが、しかし抽象的に統制をはずすということ、三党政策協定にもあり、総理からお聴きし、あらゆる人から聴いておる。これを聴いたんじやわれ／＼としては納得がいかない。この法案が國民の前に出るときに、必ずこれ／＼のものははずすのだという確信がなければ、國民に非常な誤解を與える。従つてそういう点についてもう少しこの委員会に対して

安本としては御配慮を願いたいと思つた。その方法は、たとえはその統制關係をやつておられる責任者をごへよこして、今こういう研究をやつておる、こういう方針である、先方の意向はこういうものであるというように、これはかなり秘密の面もあるかもしれないが、またスペキュレーションや何かの關係もあるかもしれないが、しかしある程度は國會議員を信用していただいて、この委員会を信用していただいて、なるほど政府が誠意をもつてやつておるんだということを、われ／＼をして納得せしめることが、この法案を通す上においてキーポイントだと思つた。そういう点について、もう少し誠意ある御処置が願いたい。

○栗栖國務大臣 中曾根委員の御発言は、私はごもつともと思つてますが、そこで実は私、ほんとうに予算、新物價のことで、今日までほとんどその筋あるいは關係官廳等を往復いたしておりました、はなはだここを上るのが遅くなりましたけれども、実は本日皆様からの御質問の模様その他をお聴きいたしました。これはもつと懇談会の形式等で、いろいろ／＼今お尋ねの点及び機構の運営に關するわれ／＼の心組の点その他をも、あるいは二回とか三回ぐらゐやつていただいたらどうかと思つております。お答えを兼ねまして、これだけひとつお願いをするような次第でございます。

○富田委員長代理 お諮りいたしますが、ただいま栗栖安本長官のお話の通りでございます。いすれ懇談会を開いて、もう少し教回を重ねて、ゆつくりお話し合いをいたしたい、こういうお話でございますから、今日はこの程度で散会していかかでありましようか。

〔贊成と呼ぶ者あり〕

○富田委員長代理 ではこれにて散会いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後三時四十六分散会

〔参照〕

行政官廳法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

行政官廳法、經濟安定本部令、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律及び建設院設置法は、さきに、その施行期間を五月三十一日まで延長したものであるが、これに代るべき國家行政組織法の制定施行されるまでの間、これらの法令の規定の効力を存続せしめる必要上、更に、六月三十日まで延長せんとするものである。

二、議案の可決理由

國家行政組織法案の審議並びにこれに伴う各省設置に關する法律案等の提案並びにその審議は、なお相当の日子を要するため、これらの制定、施行に至るまで前記現行法令の規定の効力を存続せしめる必要を認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年五月二十七日

決算委員長 松原 一彦

衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年七月二十八日印刷

昭和二十三年七月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局